

神戸市老人福祉法施行細則の一部改正（案）の概要

1. 改正内容

（1）扶養義務者から徴収する費用の階層区分

別表第2（第19条関係）において、扶養義務者の税額等によりその者から徴収する徴収金基準月額を階層区分を定めている。C2階層は、A階層及びB階層を除き市町村民税所得割課税の者、としている。地方税法改正に伴い平成30年度課税分より、政令市居住者の市県民税の所得割の税率が市民税は8%、県民税は2%に変更された（政令市以外居住者は、市民税6%、県民税4%。）。以上のことより、居住地によって徴収金基準月額が異なる不公平が生じることを回避するために、政令市居住者であっても別表第2における市町村民税所得割の算定にあたっては、市民税の税率を税率6%とする規定を設ける。

（2）条項削除

第9条 措置費の請求に関することは、神戸市養護老人ホーム措置費取扱要綱で定めるため条項を削除する。

第10条 経理状況報告書は、昭和38年7月31日社発第468号社会局長通知「老人福祉法施行細則準則について」第13条において、市町村長が都道府県知事に報告を義務付けられていたものであるが、入所措置事務の町村への移譲が行われることに伴い、平成5年3月31日をもって本準則の取扱いが廃止されたため、条項を削除する。

（3）様式削除

第9条の削除に伴い、様式第14号及び様式第15号を削除する。

（4）様式改正

- ・様式第3号 申出者の押印廃止
- ・様式第9号 養護受託者の押印廃止
- ・様式第13号 施設長又養護受託者の押印廃止
- ・様式第19号 設置者の押印廃止
- ・様式第20号 申請者の押印廃止
- ・その他様式において、用語やレイアウト等の形式的な変更。

2. 施行年月日

令和5年5月1日（予定）